

獣医学教育評価における留意事項

公益財団法人大学基準協会
獣医学教育評価委員会

1. 評価の視点 2-6（解剖学教育・病理学教育の実施）について

評価の視点 2-6「解剖学教育・病理学教育を適正に実施していること」（大項目 2「教育の内容・方法・成果」）における病理学教育の評価について、病理学実習で用いる動物の確保が困難になってきている近年の状況や、代替法の開発に係る技術が発展してきている状況を踏まえ、評価上の留意事項を以下のとおり定める。

- ・病理学教育で代替法を利用している場合は、解剖学教育と同様に、代替法の利用状況と効果を確認し、それらを加味した評価を行う。
- ・生体検査から病理検査、症例報告まで、一貫して一つの症例を診るような教育システムは前向きに評価する。

<参考：自己点検・評価ワークシート（抜粋）>

以下に示す自己点検・評価ワークシートにおける「評価のポイント」及び「判断の目安」は、大学が自己評価を行う際に用いるものであり、基準には含まれない。しかしながら、評価者は、これらに基づき大学が行った自己点検・評価結果を踏まえて評価を行っており、特に病理学教育に関しては、「評価のポイント」及び「判断の目安」に代替法の利用について記載がなかったため、これまでこれに対応する形で指摘が付きやすい状況にあった。

評価の視点 2-6	評価のポイント
動物死体を活用した解剖学教育及び病理学教育を適正に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・動物種（小動物、産業動物、鳥類等）ごとの実施状況 ・解剖学教育における代替法の利用とその効果
自己評価	判断の目安（解剖学教育）
	4：適正な割合 ^{*1} で、牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）の全ての動物種の死体について解剖学実習を実施している。かつ、一部または全ての動物種で代替法を利用している。
	3：適正な割合 ^{*1} ではないが、牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）のうち全ての動物種の死体について解剖学実習を実施している。かつ、一部または全ての動物種で代替法を利用している。
	2：牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）のうち4つまたは3つの動物種

	の死体について解剖学実習を実施している。代替法は利用していない。
	1：牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）のうち2以下の動物種の死体について解剖学実習を実施している。代替法は利用していない。
備考	※1 適正な割合（受講生数/動物数）： 産業動物：0.05 頭以上/受講生、 小動物：0.1 頭以上/受講生、 鳥類：0.2 羽以上/受講生
	関連するデータ：基本情報データ集 表5
自己評価	判断の目安（病理学教育）
	4：適正な割合 ^{※2} で、牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）の全ての動物種の死体について病理学実習を実施している。
	3：適正な割合 ^{※2} ではないが、牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）の全ての動物種の死体について病理学実習を実施している。
	2：牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）のうち4つまたは3つの動物種の死体について病理学実習を実施している。
	1：牛（または羊か山羊）、馬、豚、鶏、犬（または猫）のうち2以下の動物種の死体について病理学実習を実施している。
備考	※2 適正な割合： 産業動物：0.2 頭以上/受講生 小動物：0.1 頭以上/受講生 鳥類：0.2 羽/受講生
	関連するデータ：基本情報データ集 表6

2. 評価の視点 2-11 の評価のポイント「共用試験の成績の把握」について

評価の視点 2-11「臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、総合参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること」（大項目2「教育の内容・方法・成果」）において、「共用試験の成績の把握」を評価のポイントとして設定している。これは獣医学教育（学士課程）として総合参加型臨床実習に参加させる学生について予め共用試験の合格確認を行うことを意図したものである。この趣旨を明確にするため、当該評価のポイントについて点検・評価する際の留意事項を以下のとおり定める。

- ・評価のポイントにおける「共用試験の成績の把握」については、獣医学教育（学士課程）として総合参加型臨床実習に参加させる学生について予め合格確認を実施しているかという観点から点検・評価する。

※「評価のポイント」は、自己点検・評価活動を促進するために作成した資料であり、基準そのものに含まれるものではない。各獣医学教育組織が自己点検・評価を実施し、その結果を報告書にとりまとめる際に、説明すべき最低限の事項を示すものである。